

# 山形いきいき子育て応援企業総合支援事業実施要領

改正 平成 29 年 4 月 1 日

## 1 趣旨

企業における女性の活躍推進や仕事と家庭の両立支援等に積極的に取り組んでいる企業等、または、積極的に取り組む計画のある企業等を募集し、「山形いきいき子育て応援企業」として取組みの段階に応じて県が登録・認定して広く県民に紹介するとともに、「山形いきいき子育て応援企業」として登録・認定された企業等（以下「登録・認定企業」という。）に対する総合的な支援措置を講じることにより、県内企業における男女共同参画の推進や仕事と家庭の両立支援への意欲を喚起し、もって男女共同参画社会づくり及び少子化対策の推進に資する。

## 2 対象

本事業の対象となる「企業等」は、県内に活動拠点を有する企業、事業所、法人、団体等とする（国及び地方公共団体を除く）。

## 3 登録・認定要件

知事は、(1)～(3)の要件をすべて満たす企業等を「山形いきいき子育て応援企業」として登録・認定する。

### (1) 以下のいずれかに該当すること

【宣言企業】 認定基準のうち、2つ以上に取り組む計画がある企業

【実践（ゴールド）企業】 認定基準のうち、2つ以上に取り組んでいる企業

【優秀（ダイヤモンド）企業】 認定基準のうち、4つ以上に取り組んでいる企業（なお、認定基準Ⅰ、Ⅱについては必須該当項目とする）

### <認定基準>

Ⅰ 女性の活躍推進

Ⅱ 仕事と家庭の両立支援

Ⅲ 出産・育児・介護等により退職した女性の再雇用等

Ⅳ 男女ともに働きやすい職場づくり

Ⅴ 県民の結婚支援・子育て支援・若者応援・地域貢献

※詳細は別紙のとおり

### (2) ワーク・ライフ・バランス推進員を設置すること

※詳細は「ワーク・ライフ・バランス推進員制度実施要領」による

### (3) 次の各号のいずれにも該当しないこと

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

ロ 暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）

ハ 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員等であるもの

ニ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの

ホ 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの

ヘ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの

ト その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの

## 4 登録・認定方法

- (1) 登録・認定を希望する企業等は、様式第1号に定める応募用紙に必要事項を記入し、必要書類添付のうえ、山形県子育て推進部若者活躍・男女共同参画課あて郵送（Eメールも可）又は持参することとする。実践（ゴールド）企業、優秀（ダイヤモンド）企業の応募については、応募用紙と併せてチェックリストも提出する。
- (2) 知事は、応募のあった企業等について、原則として書類審査及び実地調査を行い（宣言企業については書類審査のみとする。）、登録・認定の可否を決定し、決定通知を送付する。

## 5 登録・認定時期

募集期間は毎年度5月から2月までとする。

7月、9月、11月、1月及び3月に、その前月末日までに県が応募用紙を受理した企業等について、「山形いきいき子育て応援企業」として登録・認定する。

但し、応募企業より、7(2)、(3)、(4)、(5)、(10)、(11)の支援措置を早急に受けたい旨の申し入れがあった場合には、前項の登録・認定時期を待たずに登録・認定を行うこととする。

## 6 公表

登録・認定企業における取組みについては、県のホームページ及び各種広報により、広く県民に公表する。

## 7 支援措置

登録・認定企業からの申請に応じて、次の支援措置を実施する。但し、(1)の支援措置においては、山形労働局が実施する類似の助成を受けている企業等は対象外とする。

### (1) 奨励金の交付

「山形いきいき子育て応援企業総合支援事業奨励金交付要綱」に基づき実施する。

### (2) 女性管理職育成のための研修派遣支援金の交付

「山形いきいき子育て応援企業総合支援事業女性管理職育成のための研修派遣支援金交付要綱」に基づき実施する。

### (3) 女性役員登用支援金の交付

「山形いきいき子育て応援企業総合支援事業女性役員登用支援金交付要綱」に基づき実施する。

### (4) 産業活性化支援資金（山形県商工業振興資金融資制度）における優遇金利の適用

・優遇内容 融資利率年1.6%のところ、年1.4%に優遇

・要件 次のいずれかに該当する場合

①「実践（ゴールド）企業」又は「優秀（ダイヤモンド）企業」に認定されている。

②「宣言企業」に登録しており、且つ、女性を管理職に登用した（但し、企業等設立後3人目までの登用とする）又は女性を役職に登用した場合（従業員数300人以下の企業等であり、且つ、登用時に他に女性の役職者がいないこと）、もしくは、企業設立後初めて女性を役員に登用し、「女性役員登用支援金」の交付を受けた場合。但し、商工業振興資金（産業活性化支援資金）認定申請書を提出する年度の前年度4月1日以降の登用に限る。また、「山形いきいき子育て応援企業総合支援事業奨励金交付要綱」第3条第1項第1号及び第2号の奨励金の交付を受けた場合は、産業活性化支援資金（山形県商工業振興資金融資制度）における優遇金利を適用しないものとする。

・その他 「山形県商工業振興資金融資制度要綱」の規程による。

- (5) 山形県の競争入札参加資格者名簿（建設工事）における発注者別評価点の加点  
 ※実践（ゴールド）企業、優秀（ダイヤモンド）企業のみ  
 山形県の平成 29・30 年度競争入札参加資格者名簿（建設工事）における発注者別評価点について加点する。（5 点）  
 ※但し、新たに平成 29・30 年度の資格者名簿への登載に係る資格審査申請を行う場合が対象となる。
- (6) 新聞紙面上知事対談の実施（3 社／年）※優秀（ダイヤモンド）企業のみ
- (7) 「ワーク・ライフ・バランス推進員」ミニのぼり旗の交付（1 回に限り交付）
- (8) 「ワーク・ライフ・バランス実践マニュアル」等の提供
- (9) 各種研修会に関する情報提供
- (10) 地域活性化・雇用促進資金（女性活躍推進関連）における特別利率の適用（日本政策金融公庫融資制度）
- ・優遇内容 貸付利率を低減（▲0.4%等）
  - ・要件 「山形いきいき子育て応援企業」として登録・認定されており、「山形いきいき子育て応援企業総合支援事業奨励金交付要綱第 3 条第 1 項」の奨励金の交付を受けている。
  - ・その他 日本政策金融公庫「地域活性化・雇用促進資金」制度による。

(11) 各市町村での支援措置の適用

以下市町村において、支援措置を受けることができる。

なお、支援措置の適用にあたっては、別途該当市町村での手続きが必要となる。

市町村名	支援措置の内容
山形市	平成 29・30 年度の競争入札参加資格者名簿（建設工事）における発注者別評価点について、資格審査基準日（平成 29 年 1 月 31 日）において、山形いきいき子育て応援企業のうち実践（ゴールド）企業に対し 5 点、優秀（ダイヤモンド）企業に対し 10 点加点する。
上山市	「山形いきいき子育て応援企業」で登録・認定、または次世代育成支援対策推進法や女性活躍推進法に基づく基準適合一般事業主認定を受けていることを要件とし、市内に本社や事業所がある中小企業に対し、正社員が育児休業を取得の上復帰した場合に奨励金を交付する。 （対象企業）製造業、製造関連卸売業、運送業、倉庫業、建設業、旅館業等 （条件）女性正社員が連続して 6 か月以上の育児休業を取得した後、復職していること。 （交付金額）1 人あたり 10 万円
山辺町	「競争入札参加者名簿（建設工事）」における発注者別評価点を 2 点加点。 ※実践（ゴールド）企業、優秀（ダイヤモンド）企業のみ。
新庄市	I. 奨励金の交付 ※実践（ゴールド）企業および優秀（ダイヤモンド）企業のみ ① 男性社員が 7 日以上の育児休業を取得し、職場に復帰して 6 ヶ月以上勤務を継続している企業（1 回に限り、10 万円） ② 従業員の子が 1 歳になるまで育児休業を取得し、その従業員が職場に復帰して 6 ヶ月以上勤務を継続している企業（1 回に限り 20 万円） ③ 小学校就学前の子を養育する女性を正社員として雇用し、その正社員が 6 ヶ月以上勤務を継続している企業（3 回まで、10 万円） II. トップランナーとなる企業の取組を PR 1 新庄市公式ホームページや市の広報での掲載 2 子育て関係の SNS での情報の発信

市町村名	支援措置の内容
鶴岡市	I. 山形いきいき子育て応援企業のうち実践（ゴールド）企業及び優秀（ダイヤモンド）企業に対し、平成 28・29 年度の鶴岡市建設工事指名競争入札参加者名簿における発注者別評価点を 10 点加点する。 II. 平成 29 年度鶴岡市中小企業ものづくり振興事業補助金の審査において、山形いきいき子育て応援企業認定状況を勘案する。
酒田市	I. 建設工事の入札において総合評価落札方式を採用した場合に、山形いきいき子育て応援企業のうち実践（ゴールド）企業及び優秀（ダイヤモンド）企業に対し、1 点加点措置する。 II. 『山形いきいき子育て応援企業』への登録・認定、次世代育成支援対策推進法や女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定届出等のいずれかに該当することを要件の一つとして、平成 29 年度「育児休業代替要員雇用助成金」を支給する。

## 8 変更の届出

次の登録事項に変更があった場合は、様式第 2 号により、知事に届け出るものとする。

- (1) 名称
- (2) 所在地
- (3) 代表者の氏名
- (4) ワーク・ライフ・バランス推進員の所属、氏名等

## 9 辞退の届出

登録の意思を失ったときは、様式第 3 号により、知事に届け出るものとする。

## 10 登録・認定の有効期間

実践（ゴールド）企業、優秀（ダイヤモンド）企業の認定の有効期間は、認定の日から 2 年を経過した日までとする。宣言企業の登録については期限を定めない。

## 山形いきいき子育て応援企業認定基準

### <認定区分>

- ◇宣言企業：I～Vに関する取組みのうち2つ以上を宣言
- ◇実践（ゴールド）企業：認定基準I～Vのうち2つ以上に該当
- ◇優秀（ダイヤモンド）企業：認定基準I～Vのうち4つ以上に該当（なお、認定基準I、IIについては必須該当項目とする）

### <認定基準>

#### I 女性の活躍推進

～女性を積極的に管理職等に登用している企業～

以下のうち1つ以上に該当すること。

- ア 管理職（課長職以上 役員を含む）のうち、女性が15%以上在籍している。
- イ 役職（係長級 現場責任者、リーダー等を含む）のうち、女性が25%以上在籍している。
- ウ 女性の活躍を推進する旨公表し、従業員にも周知している。

（例：経営方針や年度方針に女性の活躍を推進する旨明記、ポジティブアクションに取り組んでいる、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・周知・公表（※300人以下企業）、えるぼし企業に認定されている等）

エ その他

（例：資格取得に対する支援等を通じて、従来女性の少なかった技術系の分野への女性の積極的登用を推進している（過去5年以内）等）

#### II 仕事と家庭の両立支援

～従業員のワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組んでいる企業～

以下のうち2つ以上に該当すること。

- ア 育児・介護休業法で定める育児休業制度を7日以上取得した男性職員がいる。（過去5年以内）
- イ 育児・介護休業法で定める介護休業制度を7日以上取得した職員がいる。（過去5年以内）
- ウ 育児・介護休業法で定める短時間勤務制度を1ヶ月以上利用した職員がいる。（過去5年以内）
- エ 育児・介護休業法で定める所定外労働時間の免除制度を1ヶ月以上利用した職員がいる。（過去5年以内）

（過去5年以内）

- オ 法定以上の両立支援制度を導入している。
- カ フレックスタイム制などの柔軟な労働時間制度を導入している。
- キ 育児・介護休業法で定める始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ制度を導入している。
- ク 事業所内託児施設の設置・運営をしている。
- ケ 在宅勤務制度を導入している。
- コ 従業員の仕事と家庭の両立を支援する旨公表し、従業員にも周知している。

（例：経営方針や年度方針等にワーク・ライフ・バランスを推進する旨明記、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・周知・公表（※100人以下企業）、やまがた企業イクボス同盟に加盟している、くるみんに認定されている等）

サ その他

（例：有給の子育て休暇や介護休暇、育児・介護費用の補助・保育料の補助、貸付制度等）

### Ⅲ 出産・育児・介護等により退職した女性の再雇用等

～出産・育児・介護等により退職した女性の再雇用や、女性の継続就業の支援に積極的に取り組んでいる企業～

以下のうち1つ以上に該当すること。

ア 出産・育児等により退職した正職員を優先的に再雇用する制度を導入しており、再雇用した職員が正職員として登用された実績もある。

イ 女性の平均勤続年数が（育児休業期間を含め）15年以上である。

ウ その他（例：出産・育児・介護等により退職した女性の能力を活用するため先進的な取り組みを行っている等）

### Ⅳ 男女ともに働きやすい職場づくり

～従業員の働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる企業～

以下のうち2つ以上に該当すること。

ア ノー残業デーの実施など、所定外労働時間縮減のための制度を導入している。

イ 時間単位の有給休暇を導入している。

ウ 従業員（正社員に限る）の有給休暇取得率の平均が50%以上（申請前年度分の取得率）

エ 正社員転換制度（面接試験や筆記試験などの試験内容が明示されていること、人事評価による選考や推薦など公平な選考過程が設けられていること、正社員転換時期や転換試験実施時期が明確にされていること）を導入している。

オ 勤務時間、勤務地、担当業務等について従業員の希望を積極的に聞く制度を整備している。（例：面接、アンケート等）

カ セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント対策のため、担当職員（相談窓口）を配置し職員に周知している。（セクシュアルハラスメント・パワーハラスメントどちらも必須）

キ 男女ともに働きやすい職場づくりに取り組む旨公表し、従業員にも周知している。

（例：所定外労働時間縮減等の職場環境改善を推進する旨年度方針等に明記、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・周知・公表（※100人以下企業）等）

ク その他

（例：固定的役割の廃止等についての研修を実施、従業員による「職場環境改善委員会」での意見を反映し更衣室を設置、リフレッシュ休暇や自己啓発休暇制度の導入等）

### Ⅴ 県民の結婚支援・子育て支援・若者応援・地域貢献

～県民の結婚支援・子育て支援・若者応援・地域貢献に積極的に取り組んでいる企業～

以下のうち1つ以上の実績があること。

ア 県の子育て応援パスポート事業、子育てタクシー事業に協賛

イ 従業員の結婚支援を行っている（例：県の企業間出会いサポーター制度への協力等）

ウ 過去5年以内に雇用した母子家庭の母、父子家庭の父（ひとり親）が、申請時点において正社員として勤務を継続している

エ 県の若者事業に従業員が参加

オ 若者の処遇改善のため、職員の能力開発や資格取得のための費用負担、又は研修会の実施

カ 地域貢献活動の実施、又は地域貢献活動への従業員の参加支援

キ その他

（例：児童・生徒の体験学習やインターンシップを毎年継続的に受入、新入社員1人につき2人以上の教育係を配置、失業中の若者を雇用し職業訓練の実施、メンター制度の導入等）

山形いきいき子育て応援企業応募用紙 <宣言企業>

平成 年 月 日

企業・団体等の概要	名称	ふりがな ( )		
	所在地	〒 □ □ □ □ - □ □ □ □		
	代表者			
	HP アドレス			
	業 種	1. 建設業 2. 製造業 3. 電気・ガス・熱供給・水道業 4. 情報通信業 5. 運輸業、郵便業 6. 卸売業、小売業 7. 金融業、保険業 8. 不動産業、物品賃貸業 ※主たる業種に1つだけ○をつけてください。	9. 学術研究、専門・技術サービス業 10. 宿泊業、飲食サービス業 11. 生活関連サービス業、娯楽業 12. 教育、学習支援業 13. 医療、福祉 14. 複合サービス事業 15. サービス業 16. その他	従業員等 (代表取締役等の経営トップ以外の役員を含む)
ワーク・ライフ・バランス 推進員職・氏名	所 属		電 話	
			F A X	
	職・氏名		E-mail	
該当する取組みに○をつけてください (2つ以上) 【実施 (予定も含む) している取組みの内容】 I 女性の活躍推進      II 仕事と家庭の両立支援      III 出産・育児・介護等により退職した女性の再雇用等 IV 男女ともに働きやすい職場づくり      V 県民の結婚支援・子育て支援・若者応援・地域貢献				
I 女性の活躍推進 【 すでに実施 ・ 実施予定 】		該当する方を○で囲んでください		
●取組みの具体的内容				
II 仕事と家庭の両立支援 【 すでに実施 ・ 実施予定 】		該当する方を○で囲んでください		
●取組みの具体的内容				

Ⅲ 出産・育児・介護等により退職した女性の再雇用等【  すでに実施  実施予定  】

該当する方を○で囲んでください

●取組みの具体的内容

Ⅳ 男女ともに働きやすい職場づくり【  すでに実施  実施予定  】

該当する方を○で囲んでください

●取組みの具体的内容

Ⅴ 県民の結婚支援・子育て支援・若者応援・地域貢献【  すでに実施  実施予定  】

該当する方を○で囲んでください

●取組みの具体的内容

注) この応募用紙に記載いただいた内容は、県のホームページや各種広報に掲載し、広く公表させていただきます。取組みはできるだけ詳細に（5W1Hがわかるように）記入ください。

(以下の誓約内容を確認の上、□にレ点を記入してください。)

この度の申請を行うにあたり、次の事項について誓約します。

役員等は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に関する別紙の各号のいずれにも該当する者ではありません。また、その経営に実質的に関与している企業、事業所、法人、団体等ではありません。



山形いきいき子育て応援企業応募用紙  
 <実践（ゴールド）企業・優秀（ダイヤモンド）企業>

平成 年 月 日

企業・団体等の概要	名称	ふりがな（ ）		
	所在地	〒 □ □ □ □ - □ □ □ □		
	代表者			
	HP アドレス			
	業 種	1. 建設業 2. 製造業 3. 電気・ガス・熱供給・水道業 4. 情報通信業 5. 運輸業、郵便業 6. 卸売業、小売業 7. 金融業、保険業 8. 不動産業、物品賃貸業 9. 学術研究、専門・技術サービス業 10. 宿泊業、飲食サービス業 11. 生活関連サービス業、娯楽業 12. 教育、学習支援業 13. 医療、福祉 14. 複合サービス事業 15. サービス業 16. その他	従業員等 （代表取締役等の経営トップ以外の役員を含む）	計 人（内女性 人） <内訳> 役員 計 人（内女性 人） 管理職（課長相当職） 計 人（内女性 人） 役職（係長相当職） 計 人（内女性 人） その他 計 人（内女性 人）
ワーク・ライフ・バランス 推進員職・氏名	所 属		電 話	
	職・氏名		F A X	
				E-mail
「山形いきいき子育て応援企業 認定基準チェックリスト」を確認し、該当する項目（Ⅰ～Ⅴ）に○をつけてください（2つ以上） Ⅰ 女性の活躍推進 Ⅱ 仕事と家庭の両立支援 Ⅲ 出産・育児・介護等により退職した女性の再雇用等 Ⅳ 男女ともに働きやすい職場づくり Ⅴ 県民の結婚支援・子育て支援・若者応援・地域貢献 該当数が ・ 2～3つ ⇒ 実践（ゴールド）企業 ・ 4～5つ ⇒ 優秀（ダイヤモンド）企業 ※ 優秀（ダイヤモンド）企業は、認定基準ⅠとⅡ両方に必ず該当すること。該当数が4以上でも基準ⅠとⅡ両方に該当しない場合は、実践（ゴールド）企業となります。				

注）この応募用紙に記載いただいた内容及びチェックリストの内容は、県のホームページや各種広報に掲載し、広く公表させていただきます。

（以下の誓約内容を確認の上、□にレ点を記入してください。）  
 この度の申請を行うにあたり、次の事項について誓約します。  
 役員等は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に関する別紙の各号のいずれにも該当する者ではありません。また、その経営に実質的に関与している企業、事業所、法人、団体等ではありません。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

山形いきいき子育て応援企業登録事項変更届

平成 年 月 日

山形県知事 殿

(企業名)

(代表者名)

先に登録した内容を変更したいので、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更日 平成 年 月 日

2 変更内容

変更する登録項目	変更前	変更後

山形いきいき子育て応援企業辞退届

平成 年 月 日

山形県知事 殿

(企業名)

(代表者名)

山形いきいき子育て応援企業登録を辞退したいので、下記のとおり届け出ます。

記

辞 退 理 由	
---------	--